

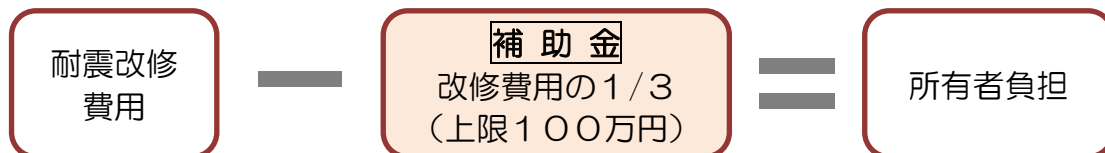
木造住宅 耐震改修 補助制度のご案内



小平市では地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、耐震改修に要する費用の一部を補助しています。

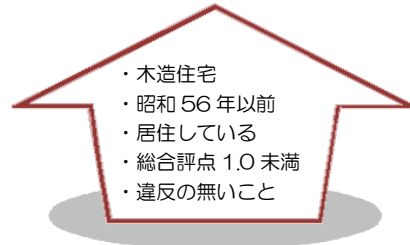
補助金の額

改修費用（消費税を除く。）の3分の1に相当する額で、上限100万円です。
（改修の費用は、住宅の耐震診断を実施した結果に応じた改修の規模・程度によって異なります。）



補助対象住宅

- 次のすべての要件を満たしているものが対象となります。
- 昭和56年5月31日以前に建てられたもの
 - 現に居住している木造の住宅、共同住宅及び併用住宅
 - 耐震診断を実施した結果、総合評点 1.0 未満で、改修等により総合評点 1.0 以上にする事
 - 建築基準法その他の関係法令に明らかな違反が無いこと



補助対象者

補助対象住宅を所有する個人（複数の個人が共有する場合があります。）

補助の制限

同一の住宅に対して1回限りです。また、補助金の総額は、本年度予算の定める範囲内とします。

改修工事の工事監理

耐震改修を実施する際には、工事監理者を置いていただきます。工事監理を行う機関は、耐震診断を実施した次のいずれかとなります。これら以外の機関等による工事監理では、補助の対象となりません。

- 社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員である建築士事務所
- 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく耐震診断事務所



改修工事の施工業者

耐震改修の施工業者は次のいずれかとなります。

□建設業の許可を受けていること

□東京都地域住宅生産者協議会が主催する木造住宅耐震講習会を受講していること

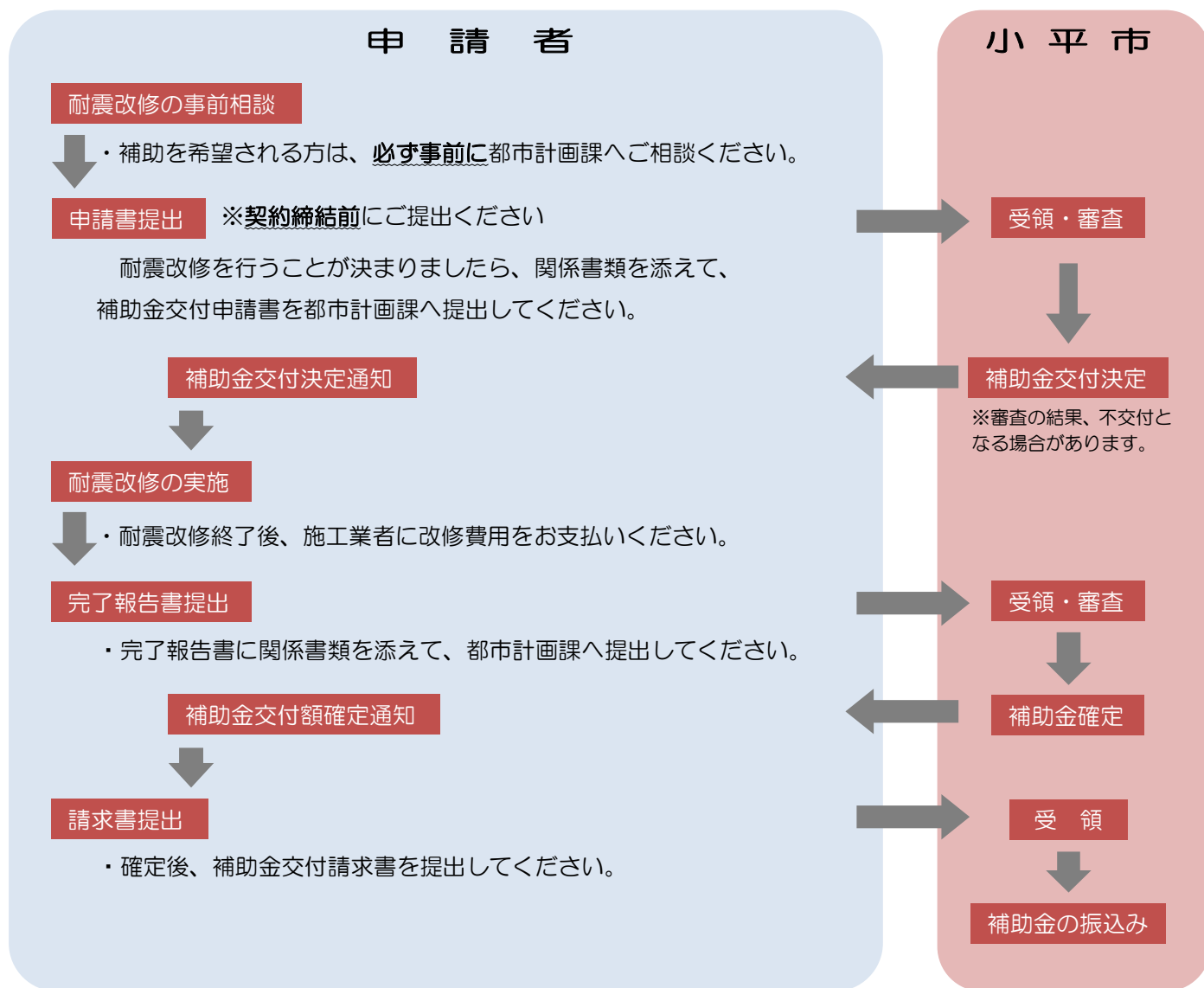


その他

制度の詳細については、小平市都市計画課にてご確認ください。

耐震改修補助の手続きの流れ

※交付決定前に、耐震改修に係る契約を締結した場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。



【お問合せ・ご相談先】

小平市 都市開発部 都市計画課建築担当（市役所4階）

〒187-8701 小平市小川町2-1333 TEL 042-346-9851

窓口にお越しの場合は、なるべく事前にお電話で日時を調整のうえお越しいただくようお願いします。